

## 1. 小型船舶の利用振興に向けた総合政策

小型船舶の利用振興を図るためには、利用拠点の拡大等により地域活性化を図ると共にマリレジャーの魅力を上昇させること、マナー向上や安全確保などを通じて地域社会と調和したレジャーとしての定着を図ること、循環型社会の形成や環境保全などの社会的要請に応えていくことなど、小型船舶の適正な利用の基盤を整備していくことが不可欠であり、海事局としては、以下の施策を推進している。

### (1) マリレジャーの利用環境整備のための施策

#### ① マリレジャー利用環境の整備

##### ア. 「海の駅」における活動の活性化

マリレジャーの魅力を上昇させていくためには、利用のための環境を整備することが必要である。誰でも、気軽に、安心して、楽しめる施設として「海の駅」は、陸と海とをつなぐ接点としての機能に加え、マリレジャーを体験するために必要な情報、施設、機材を保有しており、マリレジャー振興の「核」となる存在であり、海事局として「海の駅」の設置を推進している。平成14年に最初の「海の駅」が登録されて以降平成25年3月末時点において、全国に142駅が登録（平成24年度は計7箇所の新規登録）されており、「海の駅」では、訪れた人が楽しめるよう、レンタルボートを利用したクルージングや海産物の販売、漁業体験等、地域の特性を活かした様々な取り組みが進められているところである。また、「海の駅」の設置拡大と並行して、その魅力の増大、取り組みの活性化、認知度の向上、防災・救難拠点としての活用など、地域と連携した活動の推進を図っている。

##### イ. 漁港の利活用

全国で約2,900存在する漁港は、立地に優れ、レジャー・観光資源が豊富など、マリレジャーの拠点として大きな魅力を有している所もあり、それらの利用に関するプレジャーボート利用者からの要望は強い。しかしながら、一部の利用者のマナー欠如によるトラブルや放置艇等の問題が障害となり、利用できる漁港は極めて限られているのが

現状である。このような状況において、海事局では、水産庁との連携のもと、漁港にビクターで立ち寄る際に遵守すべきルールとマナーをまとめた利用者向けのガイドブックを作成・配付し、モデル地域において検証を行ったところである。海事局としては、引き続き、水産庁や関係者と連携し、プレジャーボートの適正な利用を通じた漁港の利用拡大を図っていく。

#### ウ. プレジャーボートの放置艇対策

各地の港湾・河川・漁港にある放置艇は、船舶の航行障害や景観の悪化などの原因となっていることから、国土交通省及び水産庁は連携して平成8年度より定期的に全国実態調査を実施し、放置艇問題の現状を把握しつつ放置艇の減少に努めてきたところである。これまでの各種対策の実施により徐々に放置艇は減少してきているものの、プレジャーボートのおよそ半分が未だ放置艇となっており、更なる対策の推進が必要となっている。そのため、放置艇対策を更に加速し、実効的かつ抜本的な問題の解消を図るため、水域の利用環境改善や地域振興を目的とした「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を平成25年5月22日に公表し、地方自治体及び関係者に周知を図っているところである。

#### エ. ミニボートの安全対策

近年、急速に普及しているミニボート（長さ3m未満、機関出力1.5kW未満で、検査及び免許が不要なボート）の安全な利用を推進するため、有識者及びマリ関係者により構成される委員会を設置し、調査・分析を行い、安全管理指針を策定し、平成23年度に「ユーザー向け安全マニュアル（ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備）」

（国交省HP：<http://www.mlit.go.jp/maritime/senpaku/miniboat/>に掲載）及び、同マニュアルの内容を踏まえた安全啓発DVD

（YouTube：<http://www.youtube.com/user/Syuteishitsu?feature=watch>に掲載）を作成しており、これらを活用した安全講習会を開催などを通じ、ユーザーへの周知・啓発を図っているところである。

【マニュアル概要】

- ・ミニボートの海難
- ・乗船中の注意事項
- ・船外機に関する注意
- ・管理型揚降場所リスト
- ・海上・水上の交通ルール、マナー
- ・ミニボートの安全常識
- ・落水時、転覆時の対処法
- ・関連情報入手先
- ・技術基準適合標示について



図表Ⅱ-6-1 ユーザー向け安全マニュアル

②マリレジャーの魅力を発信の強化

海に親しむ環境の減少や少子化の進行などにより、近年、マリレジャーは縮小傾向にある。このような状況の下、海事局では、海をより身近に感じられる社会の実現を目指し、マリレ関連 16 団体からなる「UMI 協議会」と連携し、マリレジャー総合ポータルサイト「UMI ちゃんねる (<http://www.umiikou.com>)」を開設するとともに、「海なでしこ」によるマリレジャーの魅力を発信などの取り組み（「UMI（海に（U）みんなで（M）行こう（I）キャンペーン）」を推進しているところである。



横浜ボートフェアでの活動

ジャパンインターナショナルボートショー2013

平成 25 年 3 月 7 日（木）～10 日（日）の 4 日間、パシフィコ横浜及び横浜ベイサイドマリーナにおいて、「ジャパンインターナショナルボートショー2013」が（社）日本舟艇工業会（現：（一社）日本マリン事業協会）主催により開催されました。今年のはべ来場者数が昨年より約 1 割多い 38,140 名と、大変な盛況となりました。会場では、計 165 の企業・団体が多種多様なボート、ヨット、水上オートバイ等 210 隻の出展を中心に、総合マリレジャーショーとしての魅力を全国に発信致しました。

屋内展示場のパシフィコ横浜では、ボート、ヨット、水上オートバイ等の展示に加え、ダイビングコーナーやマリレパラダイスコーナー等、海の楽しさを体験できる催しが実施された他、今年より新たに屋内に中古艇コーナーが設置され、会場内は大変な盛り上がりとなりました。ベイサイドマリーナでは、大型の浮き桟橋が導入され、前年より拡大した規模での展示となりました。最大で 67ft の大型クルーザーや、ヨット、ボートなど約 40 隻がフローティング展示されたほか、3つの体験乗船プログラムが用意され、約 200 人の来場者が実際に船の楽しさを体験しました。

海事局では、UMI 協議会と連携してブースを出展し、UMI 協議会活動実績や平成 25 年度に各会員が開催予定のイベント紹介を行いました。マリレジャーを普及するにあたり、来場者の方々へ「UMI ちゃんねる」を周知するため、缶バッジ作りやクイズ大会を行い、多くの方々に参加して頂きました。

また UMI 協議会のオフィシャルサポーターである「海なでしこ」と、救命胴衣着用推進マスコットのウクゾウとともに、3月8日（金）～10日（日）の3日間、イベントステージにおいて「ミニボート安全講習会」を開催し、200名以上の受講者に対し、ミニボートの安全利用の周知啓発を行いました。



開会式（パシフィコ横浜）



UMI 協議会ブース



ミニボート安全講習会

## マリンレジャーの楽しさを発信！『海なでしこ』

『海なでしこ』とは、マリンレジャーの普及推進を目的に活動する「UMI 協会」のオフィシャルサポーターです。社会人・学生から結成されたマリンレジャー未経験メンバーが、マリンイベント、マリンスポーツ、海でのボランティア活動を体験し、自らの目線で情報を発信。誰もが気軽に海を楽しめるようになることを目標に、日々活動に取り組んでいます。



ジャパンインターナショナル  
ボートショー2013



PWC 体験ツーリング



海なでしこに  
インタビュー！！

- Q1 海なでしこ活動の魅力とは？
- Q2 一番楽しかった活動は？
- Q3 海なでしこに興味を持ってくれた方へ一言！



海なでしこ歴 5年

Q1 贅沢な時間を仲間とともに味わえることです。素敵なチャンスにもたくさん出会い、その中で、多くのことを学ぶことが出来、人生の糧にもなっています。  
Q2 愛知県碧南市への遠征です。競艇選手のボートへ乗船し、競艇体験をさせていただきました。ジェットコースターをも上回るスリル！今でも忘れません。  
Q3 “ゼロ”から始まった私たち海なでしこ。流した幾千もの汗と涙は活動の励みとなっています。海の魅力を最大限に世の中に伝え、日本中を笑顔と感動で一杯にしましょう。



海なでしこ歴 1年

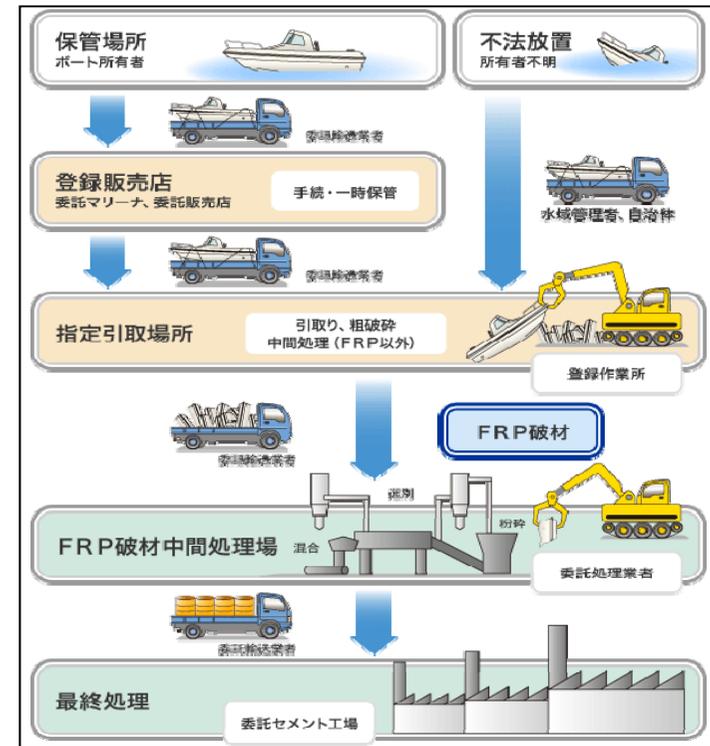
Q1 大好きな海に関わる活動ができることです！新しいマリンスポーツを知ったり、体験出来たりして、とても刺激的です♪  
Q2 横浜ポートフェアでの活動です。実際にボートに乗船したり、AEDの講習や、ライフジャケットの膨脹体験など安全面の勉強もできた活動でした。  
Q3 マリンスポーツといっても幅広く、とても奥が深いです。私たちは、その魅力を少しでも多くの人に伝えるために活動しています♪一緒にマリンスポーツを勉強して、盛り上げていきましょう(^-^)/

## (2) FRP 船リサイクルシステムの普及

FRP（繊維強化プラスチック）船は、廃棄処理の困難性に加え、所定の処理ルートが存在しなかったことから、ユーザーによる適正処理が進まず、結果として不法投棄や沈没船化を招く要因の一つとなっていた。

このような状況を踏まえ、海事局は、ユーザーによる適正処理を促進するため、廃船処理技術を確立するとともに、処理ルートの構築に向けた取り組みを行ってきたところである。

これらの取り組みの成果を活用し、(一社)日本マリン事業協会が主体となり、平成20年度より「FRP 船リサイクルシステム」の本格運用が全国で開始されており、海事局として当該システムの周知普及を図っている。



出典：(一社)日本マリン事業協会

図表Ⅱ-6-2 FRP 船リサイクルのフロー図

### (3) プレジャーボート保険の加入促進

プレジャーボートによる人身事故や物損等のトラブルに対処するため、海事局はプレジャーボート保険の加入促進に係わるパンフレットを作成し、小型船舶に関する安全キャンペーンや日本小型船舶検査機構による検査受検の機会を踏まえ配布しており、プレジャーボート保険の加入促進に向けた周知広報を図っている。

### (4) 小型船舶の免許制度の周知・啓発

プレジャーボートや水上オートバイ等を操縦するためには、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」に基づく操縦免許が必要である。

同法では、小型船舶の船長の遵守事項として、酒酔い等操縦及び危険操縦の禁止、免許者の自己操縦及び乗船時のライフジャケットの着用等を義務付け、プレジャーボートや水上オートバイ等の安全で健全な利用の促進を図っている。

#### □酒酔い等操縦の禁止

- ・酒酔い状態等での操縦は禁止です。



#### □危険操縦の禁止

- ・遊泳者の付近での疾走等は禁止です。



#### □免許者の自己操縦

- ・港内や航路内（水上オートバイは全ての水域）では、免許者が直接操縦しなければなりません。



#### □ライフジャケットの着用

- ・子供や水上オートバイの乗船者等は、ライフジャケットを着用しなければなりません。



- 適切な見張りの実施
- 発航前点検の実施
- 事故時の人命救助

図表Ⅱ-6-3 小型船舶の遵守事項

### ●遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い操縦、危険操縦 自己操縦義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用	2点	5点

### ●行政処分基準

		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点以上
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)		業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

※ 処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁判による操縦免許に係る処分の前歴をいう。

図表Ⅱ-6-4 小型船舶の遵守事項違反点数等

また、マリナーレジャーが盛んになるシーズン中のビーチや湖川において、地方運輸局の職員が、海上保安部や警察署等と合同でパトロール活動及び周知啓発活動を行っている。特に発航前点検を適正に行うことにより防止できる海難が多いため、発航前点検を重点的に実施している。



ビーチでのパトロール活動



マリーナでの周知・啓発活動

### (5) ライフジャケット着用率向上のための施策

小型船舶からの海中転落による海難事故防止策としてライフジャケットの着用は有効であることから、平成 15 年 6 月に施行した船舶職員及び小型船舶操縦者法により、水上オートバイの乗船者、12 歳未満の小児、連絡手段を有さずに一人で漁ろうに従事する者について、ライフジャケットの着用が義務化され、さらに、平成 20 年 4 月からは一人で漁ろうに従事している者は連絡手段の有無にかかわらずライフジャケットの着用が義務化されている。また、これら以外の者についても、暴露甲板に乗船する場合はライフジャケット着用の努力義務が規定されている。

ライフジャケットの着用率向上を目的として、関係省庁・団体と連携し「小型船舶に対する安全確保対策」を実施するとともに、パンフレット等による周知啓蒙を行っている。

### (6) 小型船舶の登録制度と適正なトン数の確保に向けた取り組み

小型船舶を航行の用に供するためには、「小型船舶の登録等に関する法律」に基づき小型船舶登録原簿に登録をしなければならないことになっている。また、登録事項である総トン数は、船舶の安全・環境をはじめ様々な法律の適用基準として用いられていることから、海事関係法令のコンプライアンスを確保するため、地方運輸局においては、特にヒトやモノの往来が活発化する夏期や年末年始に立入検査を行うことにより、適正なトン数の確保に努めている。

### (7) 小型船舶の検査制度の周知・啓蒙

ブレイジャーボートや小型漁船の海難事故は依然として多く、また、船舶安全法に基づく船舶検査を適切に受検しない小型船舶が毎年相当数に及ぶことが明らかになっており、船体・機関の整備不良から海上における人命の安全に重大な支障を及ぼすことが懸念されている。

こうした状況を踏まえ、平成 25 年 4 月 12 日から同年 8 月 30 日までの間、マリナー、漁港等において、船舶検査制度の周知啓蒙を実施するとともに、海上保安部及び警察署と連携して、地方運輸局等の職員が船舶検査受検について確認し、船舶検査を適切に受検していない船舶に対し船舶検査の受検を指導している。

## 2. モーターボート競走の現状

### (1) 競走の目的

モーターボート競走（以下「競走」という。）は、（ア）造船関連事業、海難防止事業等の振興、（イ）観光・体育事業等の公益事業の振興、（ウ）地方財政の改善を図ることを目的として、昭和 26 年に制定されたモーターボート競走法（以下「競走法」という。）に基づき、27 年から実施されている。

### (2) 競走の運営

競走は、国土交通大臣の許可を受けて設置された、全国に 24 ある競走場で実施されており、その実施は、都道府県又は総務大臣の指定を受けた市町村（以下「施行者」という。）が行っている。現在、施行者数は 36（県 1、市 19、施行組合 15（構成市町村数 84）、町 1：施行自治体数 105）あり、年間延べ 4,400 日を超える競走が行われている。

競走に出場する選手や競走に使用するボート、モーターの検査、競走の審判等、競走の競技に関する事務については、競走法に基づく競走実施機関として指定を受けた（一財）日本モーターボート競走会（以下「競走会」という。）が、施行者から委託を受けて実施している。

### (3) 売上金の分配

競走の売上金は、競走法に基づき、75%が舟券的中者へ払い戻され、残りの 25%については、約 2.6%が造船関連事業等の振興及び公益事業の振興等の原資として、競走法に基づく船舶等振興機関として指定を受けた（公財）日本財団へ交付され、約 1.0%が地方公共団体金融機構へ納付され、約 1.3%が競走の競技に関する事務の委託費として競走会へ交付されている。これらの法定経費を売上金から差し引いた残額（売上金の約 20%）から競走の開催経費等を差し引いた金額が、施行者収益となる。

### (4) 売上額の推移

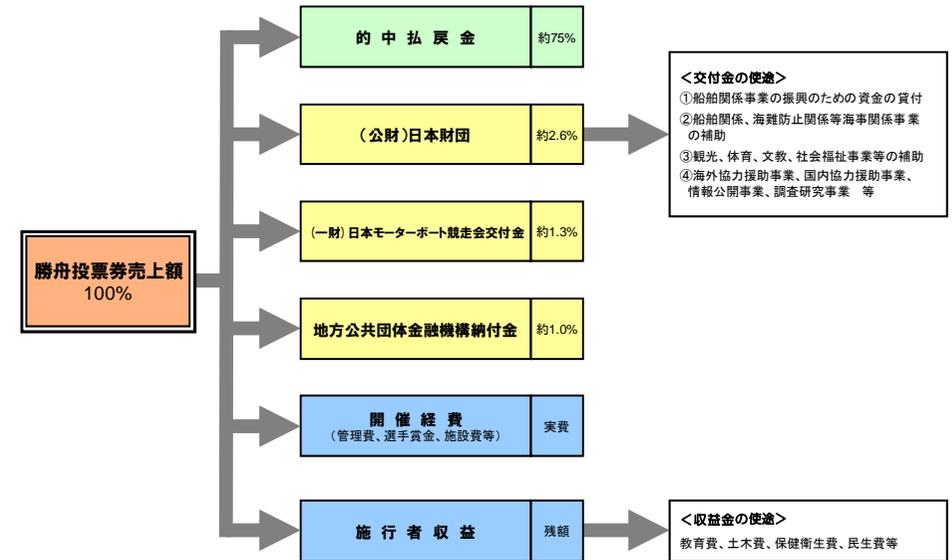
競走の売上額は、平成 3 年度に約 2 兆 2 千億円を記録して以来減少傾向にあるところ、24 年度は、23 年度に比べほぼ横ばいの約 9,176 億円（対前年度比 0.2%減）となった。これはピーク時の売上額の約 42%であり、依然として厳しい状況にある。

# 第6章 小型船舶の利用活性化と海事振興

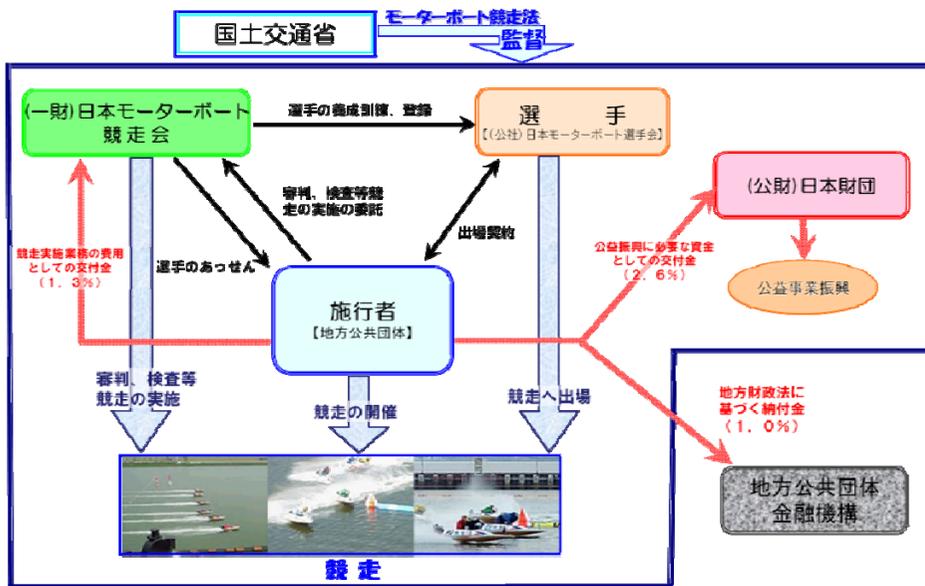
## (5) 最近の動向

近年、厳しい売上げ状況が続く中、施行者、競走会等の競走に係る関係者は、新たに女子賞金王を決定する女子賞金王決定戦競走の開催や公営競技の中で最も早く競走を開催するモーニングレースの実施、開催日数の拡大、場間場外の発売日数の増加、場外舟券発売場の新設（24年度は3ヶ所）、インターネットや携帯電話を活用した広域発売の推進に加え、プロペラの交換状況が明確でレース予想がしやすい新プロペラ制度の導入、的中した舟券の払戻しを全国どこでも受けられる全国総合払戻サービスの拡大、競走の認知度向上やイメージアップのためにアンテナショップ「ROKU」を全国3カ所に設置する等、ファンの利便性向上のための施策を積極的に展開し、売上げの更なる向上を図っているところである。

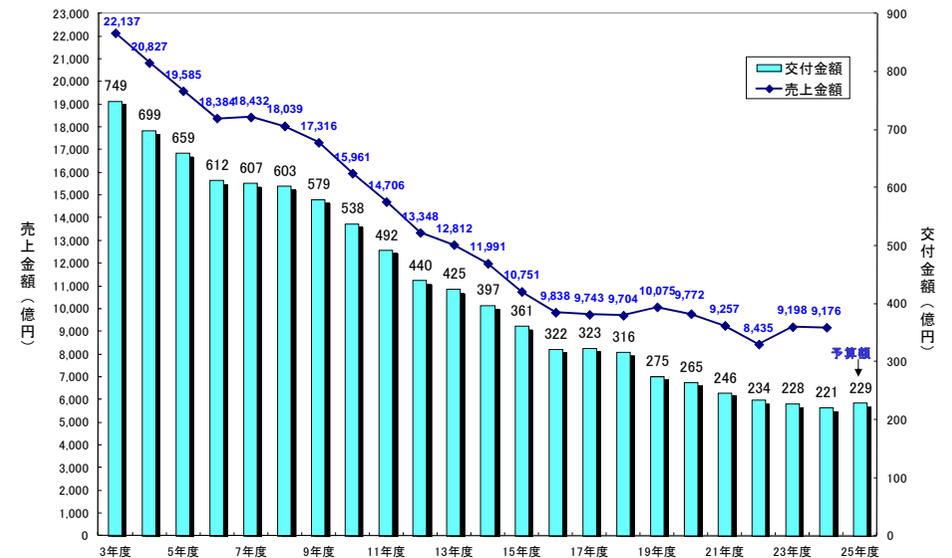
なお、競走業界は、2012年ロンドンオリンピック開催年にあわせ、競走のイメージアップ戦略の一環として日本オリンピック委員会(JOC)への支援を行い、タイアップ企画等を実施し、競走の認知度向上を図っている。



図表Ⅱ-6-6 モーターボート競走の売上金の流れ



図表Ⅱ-6-5 モーターボート競走の運営の仕組み



図表Ⅱ-6-7 モーターボート競走の売上額及び(公財)日本財団への交付額の推移



24年12月にオープンしたミニボートピアりんくう(大阪府)



24年4月にオープンしたアンテナショップ「ROKU」軽井沢

**新プロペラ制度 スタート!!**

より予想しやすく、面白く 新時代レースの幕開け!!

プロペラ制度が変わります。

選手持ちプロペラ制度を廃止し、ボートレース場でのセーターに備え付けのプロペラを使用する制度に変わります。

ボートレース場、それぞれがセーターに付いているプロペラ(ボートレース場ごとに異なる)を使用するプロペラを差別してレースに臨みます。

新プロペラ制度

選手持ちプロペラ 廃止

各レース場のプロペラから選別

選手持ちプロペラ 廃止

各レース場のプロペラ 廃止

ボートレース場ごとに異なるプロペラを使用

レース場ごとに異なるプロペラを使用

平成24年4月27日 以後の日を競日とする競場から実施

ボートレース競名簿は平成24年4月12日 09時現在

日本モーターボート競走会

新プロペラ制度



全国総合払戻

## ★ライジングスター★ 2012賞金王「山崎智也」



山崎智也(やまざき ともや)は、1974年3月11日生まれ(公社)日本モーターボート選手会・群馬支部所属のボートレーサーで、生涯獲得賞金は19億円を超え、モーターボート競走界においてトップレベルの選手として活躍している。

通算の優勝回数は65回を超え、平成24年には、優勝賞金が最も高額(1億円)な競走である「SG-賞金王決定戦競走」で優勝し、自身7回目のSG競走優勝で最多獲得賞金選手となった。(※平成24年 総獲得賞金額 163,512,000円)

### ★成長の軌跡★

山崎選手とモーターボート競走との本格的な出会いは、ボートレーサー養成所の本栖研修所(現在は福岡県柳川市の『やまと学校』に移転)に入ってからのものである。父からの勧めで入所を決め、1年間の訓練生活を送ることになった。しかし、この山梨県の本栖湖は、夏は高原の涼しさで快適であるが、冬ともなると極寒の地に变化する。山崎選手も一言で「とにかく寒くて厳しかった」と訓練を思い返すように、冬は水面が寒さで凍るほどの過酷な訓練環境であった。



華々しいデビューではなかった。少しは通用するだろうという安直な望みは、1992年11月21日の桐生競走場でのデビュー戦4着という結果で、考えの甘さを痛感するに至った。それでも努力を惜しまなかった山崎選手は、デビューから3か月で初1着を取ると、2年目に初優勝。6年目を迎える1997年10月12日、モーターボート競走の最高峰レースであるSG第44回全日本選手権競走(唐津)でSG競走初優勝を飾り、その年には年間の総獲得賞金額が1億円を超えた。

### ★苦勞した過去と今日★

若くして結果を残した山崎選手ではあるが、苦勞も普通の人を感じるものとは違うものであった。若くして結果を出したことで一躍注目の的になってしまった山崎選手はそういった環境でのプレッシャーこそが最大の苦勞の種だったという。「今はそれなりに年をとったから大丈夫になった。それなりにプレッシャーを楽しめるようになったと思う。」と、本人は当時を振り返る。

当時の若武者も今はベテランの域にある。そんなアラフォー世代も「レースで勝つのが楽しい」と、今でも心の持ちようは自身のスマートかつ豪快なレーススタイルと同様に永遠の「貴公子」である。

